

総括倫理管理官
倫理管理官 殿

倫理監督官
事務次官

自衛隊員等の職務に係る倫理の保持について（通達）

自衛隊員及び国家公務員倫理法（平成 1 1 年法律第 1 2 9 号）の適用を受ける防衛省職員（以下「自衛隊員等」という。）は、国民全体の奉仕者であることを自覚し、公私の別を明らかにするなど、常に公正な職務の執行に当たることが求められている。

今般、自衛隊員等を指導監督する立場にあった前事務次官の倫理法令違反と疑われる行為が明らかになり、防衛省・自衛隊に対する国民の信頼を大きく揺るがす事態に至ったことは、誠に遺憾極まりない問題である。

自衛隊員等は国民全体の奉仕者であってその職務は国民から負託された公務であることにかんがみ、幹部自衛隊員はもとより、全ての自衛隊員等が厳正に規律を保持し、真摯に職務に取り組まなくてはならない。

このため、下記の措置を講じ、職務の公正な執行に対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する国民の信頼を確保するため、遺漏なきよう期されたい。

記

1 自衛隊員倫理法等の徹底

自衛隊員倫理法その他関係諸法令等、自衛隊員等として厳守すべき倫理規則に従い、率先して自らの行動を律するとともに、これらの倫理規則の周知徹底を図ること。

2 服務指導の充実・強化

部下を指導する立場にある自衛隊員等に対しては、自ら率先して服務規律を厳正に保持させるとともに、不祥事の未然防止のために常に部下の法令遵守意識を引き締めるよう指導すること。

3 自衛隊員倫理カード等の作成・配布

別に通知する様式に従い自衛隊員倫理カード及び国家公務員倫理カードを作成・配布し、全ての自衛隊員等に常時携帯させ、自衛隊員等の職務に係る倫理の保持に努めさせること。